

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

### 加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

### 商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

### 購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

### 商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

### ホームページからのお申し込みは

＜クレジットカードでもお支払いいただけます。＞※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

### 追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

### 申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
- 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
- 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。  
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
- お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。

TEL 0120-203-694  
FAX 0120-302-640

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社  
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社  
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社・西東京営業所  
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社  
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所  
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社  
名古屋市東区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社  
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

九州支社  
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074



(616450) [0905]  
民書 (616458) 2009.12 HK

民事訴訟手続の基本理解から実務応用まで強力サポート！  
利用場面ごとの書式記載例、解説を豊富に収録！

# 民事訴訟書式全書

編集代表 上谷 清 (元大阪高等裁判所長官・弁護士)

## 本書の特色

### ■民事訴訟の提起・進行に不可欠な書式を体系的に収録！

行政訴訟、人事訴訟を含む民事訴訟の各分野における訴状、申立書、答弁書の記載例、訴訟手続に関する書式例を豊富に収録しています。

### ■訴訟実務を手続法、実体法の両面から解説！

訴訟実務に関する手法の解説をはじめ、実体法の構成要件事実等についても、判例・文献を引用してわかりやすく解説しています。

### ■第一線で活躍中の実務家による最新の取り扱いを反映！

訴状・答弁書は実務経験豊富な弁護士、訴訟手続書式は東京高裁・地裁・家裁の専門部の裁判官・書記官を中心に執筆しています。

### ■書式のひな型をWEBで簡単入手&加工利用！

書面作成の作業効率が格段にアップします！



書式のひな形を  
検索・ダウンロードできる  
便利なWEB付！



### 【商品構成】

- ◆書籍：A5判・加除式・全4巻
  - ◆WEB：『民事訴訟書式ライブラリ』民事訴訟
- <http://www.daiichihoki.co.jp/shoshiki/>  
定価 本体27,000円+税



# 目次 (抜粋) contents

## ◎民事訴訟事件の基本書類 (訴状、答弁書、準備書面)

### 序 論

#### 第1編 民事財産法事件

- 第1章 物 権
- 第2章 担保物権
- 第3章 債権総論
- 第4章 契 約
  - ▼売買代金の請求\_訴状
  - ▼貸金の請求\_訴状
  - ▼賃料増額の請求\_訴状
- 第5章 不法行為等 ほか

#### 第2編 民事身分法事件

- 第1章 人事訴訟
- 第2章 相続関係訴訟

#### 第3編 商事、手形・小切手事件

- 第1章 商事事件
- 第2章 手形・小切手事件

#### 第4編 特殊事件

- 第1章 行政訴訟
- 第2章 労働関係訴訟
- 第3章 知的財産権関係訴訟
- 第4章 執行関係訴訟
- 第5章 倒産関係訴訟

#### 第5編 簡易裁判所の特則

- 第1章 簡易裁判所の特則
- 第2章 少額訴訟
- 第3章 訴え提起前の和解
- 第4章 公示催告手続

## ◎民事訴訟事件に関連する申立書類

### 第6編 民事訴訟事件に関連する申立て

- 第1章 民事訴訟に付随する申立て
  - 第1節 裁判所
    - ▼管轄の合意
    - ▼移送の申立て ほか
  - 第2節 当事者
    - ▼選定当事者の届出
    - ▼選定当事者を選定する書面
    - ▼特別代理人の選任
    - ▼補助参加の申出
    - ▼独立当事者参加の申出
    - ▼権利承継参加の申立て
  - ▼訴訟告知
  - ▼弁護士を訴訟代理人に選任する書面
  - ▼補佐人の選任 ほか
- 第3節 訴訟費用
  - ▼訴訟費用の負担の額を定める処分申立て
  - ▼訴訟救助の申立て ほか
- 第4節 訴訟手続
  - ▼判決正本送達証明書の交付申請
  - ▼判決確定の証明申請

### 第7編 執行停止の申立て

- 第1章 上訴に伴う執行停止の申立て
- 第2章 異議申立てに伴う執行停止の申立て
- 第3章 執行関係訴訟の申立てに伴う執行停止の申立て

- ▼期日指定の申立て1 (休止中の場合—民訴法93条)
- ▼口頭弁論期日変更の申立て
- ▼再送達の上申
- ▼書留郵便に付する送達の上申
- ▼公示送達の上申
- ▼訴訟手続中止の申立て
- ▼訴訟手続受継の申立て1 (当事者の死亡—承継人からの申立て—民訴法124条)
- ▼訴訟手続受継の申立て2(法人の合併—民訴法124条) ほか

- 第2章 上訴の申立て
- 第3章 再審の申立て
- 第4章 民事調停事件
- 第5章 家事事件
- 第6章 支払督促事件
- 第7章 借地非訟事件

## ◎民事執行、民事保全、倒産事件の申立書類

### 第8編 民事執行事件

- 第1章 不動産執行手続
- 第2章 船舶等執行手続
- 第3章 債権執行手続
- 第4章 動産執行 (動産競売) 手続
- 第5章 財産開示手続
- 第6章 非金銭執行手続

### 第9編 民事保全事件

- 第1章 仮差押え
- 第2章 仮処分
- 第3章 保全処分を争う方法
- 第4章 保全命令の取下げ及び担保取消し

### 第10編 倒産事件

- 第1章 破産法関係
- 第2章 民事再生法関係
- 第3章 会社更生法関係
- 第4章 会社法上の特別清算関係

## 解説・注

書面作成の参考になる重要事項、留意点等を注記しています。

## 書式

購読者限定WEBサービス『民事訴訟書式ライブラリ』民事訴訟にご登録いただくことで、以下のコンテンツをご利用いただけます。

- ◆目次一覧、書式一覧 ◆書式データフリーワード検索 ◆書式データダウンロード ◆リンク集

### 第2章 訴状概説

#### 解説

#### 第1 訴状の意義

訴状とは、訴えの形式(訴訟手続)による請求を記載した書面(民訴法133、民訴法53)をいう。相手方に対する請求の形式には、督促手続(民訴法382以下)、和解(調停和解)(民訴法275)、調停(調停法2)等の手続きがあり、これらによる請求は、いずれも裁判所に「申立書」を提出して行いが、訴えの形式を選んだ場合の申立書を「訴状」というわけである。

訴訟手続では、通常いのある生業制が採られているが、訴状はその第一審裁判所に申立てをす。

#### 第2 訴状の記載

訴状にどのような内容が記載されているのか、その数年来数々の工場のとして東京高裁があまり知られていない。

現在では、民訴法で認められている(新)1 訴状に記載される以下のとおり(1) 「訴状」と(2) 当事者(1) 当事者

### 第3章 答弁書概説

#### 解説

#### 第1 答弁書の意義

答弁書は、原告の訴状に対して被告が裁判所に提出する書面である。民事訴訟は、原告・被告の双方が自己の主張をし、その立証をして裁判所の判断を求める手続だといえるが、答弁書は、被告が自己の主張を裁判所に明らかにする書面である。そして民事訴訟手続では、当事者の間で争いのないことは原則として立証の必要がなく(民訴法179、180)、裁判所は争いのある事項についてのみ立証をすれば足りるので、当事者は双方とも、相手方の主張することについて、これを認めるかどうかを明らかにする必要がある。答弁書では、原告が訴状で主張していることを認めるかどうか明らかにしなければならぬ。

被告が答弁書を提出すれば、第1回口頭弁論期日に出頭しなくても、その記載内容の弁論をしたものとして扱われる(民訴法168)が、答弁書を提出せず、出頭もしないときには、原告の主張事項を認めたものとみなされ(民訴法159本文、17)、原告勝訴の判決がなされることがある。

なお、答弁書は、準備書面の一つであるから、答弁書に関する規定は、両者のもの(民訴法80)のほか、準備書面と同じ規定中に定められるものもあり(民訴法158、162、民訴法411、79)等)、答弁書には準備書面に関する規定(民訴法161、民訴法83条等)が適用される。

#### 第2 答弁書の記載事項

答弁書の記載事項は、その記載事項として特に定められた事項(民訴法80)及び裁判所に提出すべき準備書面に記載すべきものとされた事項(同

### 訴状

東京地方裁判所民事部 申中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 一 郎 啓

〒104-0061 東京都足立区千住1丁目7番7号  
原告 山本 美男  
〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目2番1号  
公庫ビル2階(送達場所)  
上記訴訟代理人弁護士 甲 野 一 郎  
電話 03-2582-3426

### 注

- 1) 訴状に記載要領全般については、序論・訴状概説参照。
- 2) 訴状作成年月日については、序論・訴状概説注3)参照。
- 3) 裁判所については、序論・訴状概説注4)参照。
- 4) 訴訟代理人の表示方法及び送達場所については、序論・訴状概説注5)参照。
- 5) 当事者の表示方法については、序論・訴状概説注5)〜注7)参照。
- 6) 法人の場合の代表者の表示方法については、序論・訴状概説注8)参照。
- 7) 事件名の表示方法については、序論・訴状概説注9)参照。
- 8) 訴訟物の債権の表示方法については、序論・訴状概説注10)参照。訴訟物の債権は、原告が、その訴えにたいして主張する利益の範囲によって定まる(民訴法17、9)、民訴法417)。
- 9) 本事例は、雇用契約上の地位の確認請求と未払賃金請求訴訟である。原告の訴訟物の資格は法定不能であるから180万円(民訴法417)、被告のそれは540万円(訴え提起時までの既発生額180万円+賃金月額30万円×12か月)となる(裁判所書記官事務所編『訴訟実定に関する書式官事務所の研究(編訂版)122)が、この場合、両請求は、解雇が原因とされることにより、はじめて賃金の支払が認められるという関係にあるから、それぞれ請求が認められることにより原告が得る経済的利益は共通するといえる。したがって、両請求の訴訟物の債権のうち、多額の方が訴権となるから(前掲書123)、本事例の新規は賃金請求事件の訴権の金540万円である。送達預金の請求は、附帯請求であるから、訴訟物の債権に加えない(民訴法91)。
- 10) 手数料額の表示方法については、序論・訴状概説注11)参照。
- 11) 請求の趣旨全般については、序論・訴状概説注13)参照。
- 12) 請求の趣旨第1項は雇用関係の存在確認を請求する記載である。確認訴訟の訴訟物は現在の法律関係であり、原則として過去の事実行為に対する確認請求は認められていないから、これを「解雇の無効確認」とするのは適当ではない。
- 13) 第2項は既発生の賃金債権、第3項は将来分の賃金債権に係る給付請求

### 答弁書

平成00年0月00日

東京地方裁判所民事第19部 申中

〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目2番5号  
高島ビル202号  
乙野法律事務所(送達場所)  
被告訴訟代理人弁護士 乙 野 次 郎 啓

### 注

- 1) 事件番号、事件名の表示方法については、序論・答弁書概説注1)参照。
- 2) 当事者の表示方法については、序論・答弁書概説注2)参照。
- 3) 被告の記載要領全般については、序論・答弁書概説参照。
- 4) 答弁書の作成年月日については、序論・答弁書概説注4)参照。
- 5) 裁判所については、序論・答弁書概説注5)参照。
- 6) 訴訟代理人の表示方法及び送達場所については、序論・答弁書概説注6)参照。
- 7) 請求の趣旨に対する答弁については、序論・答弁書概説注7)参照。
- 8) 訴訟費用の負担については、序論・答弁書概説注9)参照。
- 9) 請求の趣旨に対する認否の方法については、序論・答弁書概説注10)参照。
- 10) 被告の主張全般については、序論・答弁書概説注10)参照。
- 11) 証拠方法については、序論・答弁書概説注12)参照。
- 12) 整理解題に係る事項は被告の抗弁である。

整理解題については、明例(裁判例05・4・3分経理046・9)において、いわゆる4要件(①人員整理の必要性、②解雇回避努力の徹底、③人選の合理性、④解雇手段の正当性)を基準に解雇権濫用の有無が判断

### 管轄合意書

平成00年0月0日

原告 北川 一郎 啓  
被告 南田 二郎 啓

〒104-0020 千代田区千代田1丁目1番1号  
原告 北川 一郎  
〒180-0120 東京都武蔵野市中町2丁目1番4号  
被告 南田 二郎

上記当事者間に平成13年3月8日成立した金融消費貸付契約に関する一切の紛争について最終する訴訟については、貸主北川一郎の住所を管轄する地方裁判所を専断的な管轄裁判所とすることに合意する。

### 証人尋問の申出書

平成00年0月0日

原告 山本 美男 啓  
被告 乙野 次郎 啓

原告は、下記のとおり証人尋問の申出をする。

1 証明すべき事実  
証人氏名につき、本件訴訟係属確定契約が作成されるに至った経緯及び同契約の被告の同意に基づかないでなされた事実

2 人証の表示  
(1) 〒738-0630 広島県広島市東区中野4丁目31番3号 大山 登 (尋問予定時間30分 呼出)  
(2) 〒730-0032 広島県広島市中区上八丁町2番43号 スカイハイカーブ2215号 水田 修 造 (尋問予定時間20分 呼出)

### 管轄合意書

平成00年0月0日

原告 北川 一郎 啓  
被告 南田 二郎 啓

〒104-0020 千代田区千代田1丁目1番1号  
原告 北川 一郎  
〒180-0120 東京都武蔵野市中町2丁目1番4号  
被告 南田 二郎

上記当事者間に平成13年3月8日成立した金融消費貸付契約に関する一切の紛争について最終する訴訟については、貸主北川一郎の住所を管轄する地方裁判所を専断的な管轄裁判所とすることに合意する。

### 証人尋問の申出書

平成00年0月0日

原告 山本 美男 啓  
被告 乙野 次郎 啓

原告は、下記のとおり証人尋問の申出をする。

1 証明すべき事実  
証人氏名につき、本件訴訟係属確定契約が作成されるに至った経緯及び同契約の被告の同意に基づかないでなされた事実

2 人証の表示  
(1) 〒738-0630 広島県広島市東区中野4丁目31番3号 大山 登 (尋問予定時間30分 呼出)  
(2) 〒730-0032 広島県広島市中区上八丁町2番43号 スカイハイカーブ2215号 水田 修 造 (尋問予定時間20分 呼出)